

事務連絡
令和5年2月22日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について（その3）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後の新型コロナワクチン接種の在り方については、「今後の新型コロナワクチン接種について」（令和4年12月13日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）及び「今後の新型コロナワクチン接種について（その2）」（令和5年2月8日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、その検討状況をお知らせしてきたところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において検討されました今後の新型コロナワクチン接種の在り方について、下記のとおりお知らせいたします。

今後は、次回（3月上旬）の分科会において、本日の議論を踏まえた法令改正に係る諮問手続を経て、最終的な結論を得ることとしておりますが、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、順次必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

本日の分科会において示された見解は以下のとおりである。

（1）接種の法的位置づけについて

2023年度の1年間は、現行の特例臨時接種（※）の実施期間を延長することにより、接種を継続することとしてはどうか。なお、2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当ではないか。

（※）令和4年12月9日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）第5条の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定は削除され、改正法附則第14条

第1項の経過措置規定により、改正後の予防接種法第6条第3項の規定によるものとみなして、実施を継続することを可能としている。

(2) 2023年度の追加接種のスケジュールについて

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）の取りまとめを踏まえ、有効性の持続期間等から検討を行い、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9月から12月）にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏（5月から8月）にかけて前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか。

(3) 2023年春夏の追加接種について

①接種対象者

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、第二期追加接種（従来ワクチンの4回目接種）の際と同様、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供することとしてはどうか。

②使用するワクチン

基本方針部会の議論を踏まえ、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本としてはどうか。その際、何らかの理由でmRNAワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、組換えタンパクワクチン等も使用可能とすることが考えられるのではないかと。

(4) 2023年秋冬の追加接種について

①接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象としてはどうか。

②使用するワクチン

2023年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進めることとしてはどうか。

(5) 公的関与規定の適用について

2023年度において、令和4年秋開始接種の後に行う追加接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外することとしてはどうか。

以上